

太田市補助金等の見直し基本方針

制定日	2018 年 10 月 10 日
改訂日	
施行日	2018 年 10 月 10 日
版 数	第 1 版

太田市

目次

1	はじめに	1
2	見直しの対象とする補助金等	2
(1)	対象	2
(2)	分類	2
3	補助金等の基本原則	2
4	補助金等の見直し基準	3
(1)	公益性について	3
(2)	必要性について	3
(3)	有効性について	3
(4)	公平性について	3
(5)	会計処理について	4
(6)	補助の対象について	4
(7)	補助率等について	4
(8)	補助の終期について	5
(9)	補助の新設・拡充について	5
(10)	補助の透明性について	5
(11)	支出根拠について	5
5	補助金等の適正化	6
6	その他	7

1 はじめに

補助金は、様々な分野において、行政サービスを補完する公共的サービスの誘導や、市民活動の活性化に繋がる公益的な事業の実施など、市の施策を展開するうえで、重要な役割を担っています。

しかし一方では、補助対象経費や交付額の算定根拠が不明確なものも見受けられ、長期継続的な交付による既得権化等も懸念されます。

本市では、太田市行政効率化委員会（平成 18 年度）及び太田市単独補助金検討委員会（平成 19 年度）による補助金の集中的な見直しを実施し、その後は、各担当課において必要な見直しを定期的に行ってきたところです。

補助金は、地方自治法第 232 条の 2 において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」とされています。よって、その支出にあたっては、「公益上の必要性」を可能な限り客観的に判断することが求められており、対象となる補助事業の公益性の程度や補助金の支出による具体的効果、財政に及ぼす影響等を継続的に検証する必要があります。

このようなことから、あらためて補助金について、統一的な基準に基づき、社会情勢や市民ニーズに即した公正かつ効率的なものであるかどうかを確認し、必要な見直しを行うため、「太田市補助金等の見直し基本方針」（以下、「基本方針」という。）を制定し、補助金の適正化を図っていくものとします。

2 見直しの対象とする補助金等

(1) 対象

太田市補助金等に関する規則第2条第1項に規定する補助金等のうち、その支出が、市の任意であり、制度設計を市が行っている、いわゆる「市単独補助金」（以下、「補助金等」という。）を対象とします。

(2) 分類

補助金等の形態については、その名称に関わらず、実際の補助内容に基づき、次の4つに分類します。

① 団体運営費補助

各種団体の運営及び公益的活動全般に対して補助するもの

② 事業費補助

特定の目的を持った事業（活動）に対して、当該事業（活動）を推進・奨励するために補助するもの

③ 一時金・祝金

個人・団体等の支援等を目的に、一時的に支給するもの

④ 償還補助

団体等の借入金元利償還金に対して補助するもの

3 補助金等の基本原則

補助金等の見直しを行うにあたって、次の4つの基本原則に基づき確認を行います。

公益性	補助の効果が多くの市民、広い地域に及ぶこと。
必要性	社会情勢及び市民ニーズを反映していること。
有効性	補助に見合う効果が認められること、又は十分に期待できること。
公平性	他の団体や市民との間で公平性が保たれていること。

4 補助金等の見直し基準

現行の補助金等について、「補助金等の基本原則」を踏まえた、次の具体的な基準により検証し見直しを行います。

<基本的な視点>

(1) 公益性について

- ① 補助の効果が広く市民に浸透し、特定のものの利益とならないこと。
- ② 補助金等の交付が客観的に公益上必要であると認められるものであり、行政が関与すべき範囲を超えていないこと。
- ③ 採算性等により、民間事業者では実施されない事業であること。

(2) 必要性について

- ① 事業の目的・内容が、社会情勢に即し、市民ニーズに込えていること。
- ② 市民協働の観点から、真に補助すべき内容であること。
- ③ 恒常的に交付している補助金等については、同一事業（団体）へ継続して支援する必要性・合理性があること。

(3) 有効性について

- ① 補助金額に見合う効果が認められる、又は十分に期待できるものであること。
また、今後も効果の向上が期待できるものであること。
- ② 補助によることが施策目的の実現にとって最適の手法であること。
- ③ 内容の似た補助制度、同一事業（団体等）への重複補助がある場合は、整理統合を行うこと。

(4) 公平性について

- ① 他の団体等との間で公平性が保たれていること。
※ 交付期間が長期で固定化・既得権化しているおそれがないか検証すること。
- ② 交付先は適正、公平に決定されていること。

＜財政的な視点＞

(5) 会計処理について

- ① 交付先団体等における補助金等の会計処理が適切であり、補助金等の使途が明確であること。
- ② 真に支援を必要とする団体等に対するものであること。
※ 補助金額を上回る繰越金等が発生している団体等への補助については、繰越内容の確認を行い、補助の必要性や補助金額の検討を行うこと。
- ③ 補助金等の交付を受ける団体が、他の団体へ補助金等を支出することは、原則として認めないこと。

(6) 補助の対象について

- ① 補助対象経費と補助対象外経費の区分、補助金額の積算根拠（算定基準）を明確にし、補助金交付要綱等に明記すること。
- ② 客観的に公益上必要性が高いと言えない以下の経費は、原則として補助対象外経費とすること。

交際費、慶弔費、飲食費、その他補助することが適当でないと認められる経費

- ③ 団体運営費補助については、原則として目的・用途が明確な事業費補助への移行を検討すること。

(7) 補助率等について

- ① 補助金額・補助率は、客観的に見て妥当性があること。
※ 成果・実績が不十分な補助については、補助の在り方も含めて見直しを検討すること。
- ② 補助はあくまで「支援」であるという考え方から、補助率は、原則として補助対象経費の1/2を上限とすること。ただし、市長が政策的に必要と認める場合は、個別に設定するものとする。その場合においても、補助率1/2を超える補助を行う場合については、その妥当性が十分説明できるようにすること。
- ③ 国や県との協調事業補助において、市が上乗せ補助を行う場合は、合理的な理由、政策上の必要性などを明確にすること。
- ④ 補助金額が10万円未満の少額補助については、補助継続の必要性があるか検証すること。

(8) 補助の終期について

- ① 補助金等については、原則として３年以内の終期とし、その廃止等について検討すること。なお、当初予算の編成作業等を通して、毎年度すべての補助事業の検証を行うこと。
※ 終期の到来は補助事業の自動的な終了を意味するものではなく、補助事業を検証した上で継続の適否を見直す機会とする。

(9) 補助の新設・拡充について

- ① 補助金等の新設は、真にやむを得ないものに限ること。新規・拡充の際には、スクラップアンドビルドを徹底するため、他の補助金等との統合や、現補助金等の廃止・削減を行うこと。
- ② 補助金等の新設は、原則として事業費に対する補助とすること。
※ 団体運営費補助は原則として認めない。
- ③ 補助金等の新設については、制度開始３年以内の終期到来時に廃止を見据えた見直しを行うなど、補助金交付要綱等に終期設定年度を明記すること。

(10) 補助の透明性について

- ① 補助金等の執行について、補助の透明性を確保するため、積極的に情報公開を行うこと。
- ② 補助金等の見直しを行うときは、一定の周知期間を設けることとし、団体等への周知・説明を十分に行い、混乱が生じないよう配慮すること。

(11) 支出根拠について

- ① 補助金等の支出根拠が、条例、規則、要綱等に基づいていること。

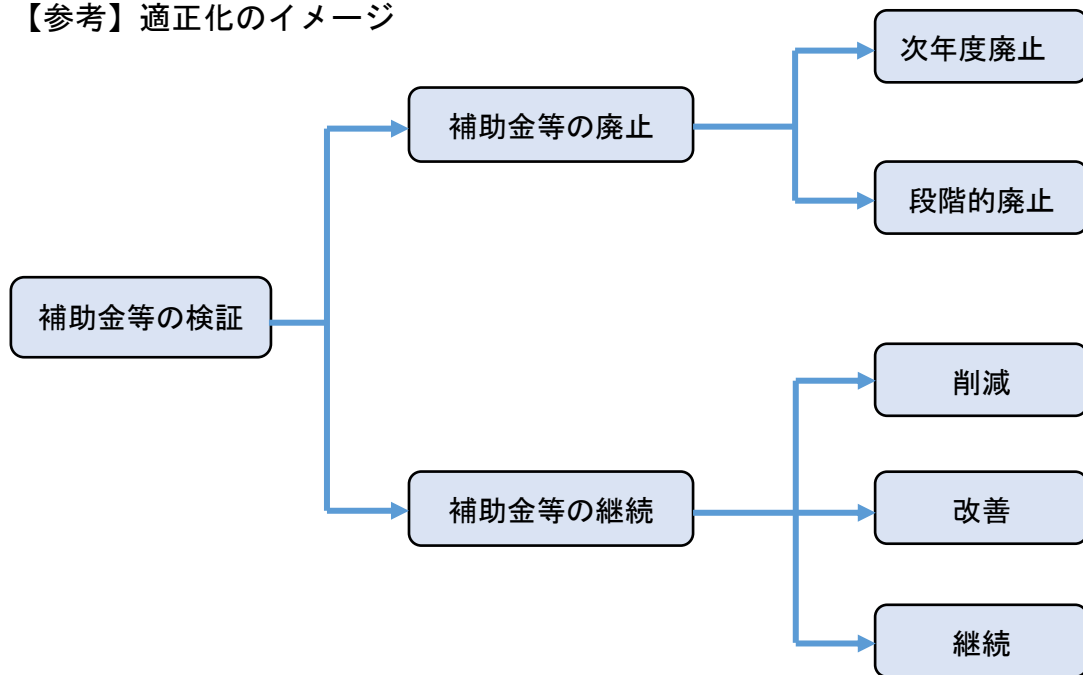
5 補助金等の適正化

補助金等の見直しは以下の方向性で検討します。

方向性	内容	備考
①廃止	次年度廃止	
	段階的廃止	原則として3年以内に段階的に廃止する。
②削減	補助率を1/2以内に削減して継続	補助率が1/2を超える事業について、補助率上限1/2へ適正化する。ただし、行政の補完的な機能を果たしているものを除く。
	内容に応じて削減	内容に応じて、個別に適正な補助率（額）に削減する。 ・長期化・既得権化しているもの ・過大な繰越金、剰余金、内部留保資金があるもの ・補助の必要性があるため廃止と判断するには至らないもの 等
③改善	他の補助金等との整理・統合	・内容の見直し
	団体運営費補助から事業費補助に転換	
	委託料に転換	
	負担金に転換	
	要綱等の整備（支出根拠・補助対象経費等の明確化）	
④継続	現行のまま補助を継続	・政策として奨励すべき補助事業 ・適切に執行されている補助事業

※ 補助金等の適正化を推進する際に、補助金額の削減率が大きいと補助事業に多大な影響が出るおそれがあると想定される場合は、補助の妥当性に対し客観的な説明が可能である場合に限り、段階的に削減する等の緩和措置を個別に検討する。

【参考】適正化のイメージ



6 その他

- (1) この基本方針は、平成30年10月10日より施行する。
- (2) この基本方針については、運用しながら、より実効性の伴うものとなるよう、随時見直しを図るものとする。

【制定・改廃履歴】

版数	制定・改廃 年月日	改訂ページ	改 訂 内 容
第 1 版	H30. 10. 10	-	新規制定

（作成：太田市補助金等検討会議）